

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
技術セミナー・講習会約款

本約款は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の技術セミナー・講習会（以下「セミナー」という。）業務に関する都産技研とお客様との基本的な合意事項を定めるものです。

（技術セミナー・講習会の範囲）

第1条 都産技研は、セミナー開催案内及び申込書に記載された範囲において、本業務を実施します。

（定義）

第2条 本約款において、お客様とは、都産技研に対しセミナーの申込み、セミナーに関する相談を行った者を言います。

（受講資格）

第3条 セミナーの受講は、日本の法務局に登録されている法人、又は日本居住者（日本に居住する日本国籍者、日本に6か月以上継続して居住する日本国籍以外の者）に認めるものとします。

2 前項に定める以外の者であっても都産技研が必要と認める者については、セミナーを受けることができます。

3 第1項に該当する者であっても、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者である者、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当する（以下「暴力団等」という。）は、申込み及び受講を認めないものとします。

4 お客様は、都産技研の要請があった場合、第1項又は第2項に該当することを確認できる定款等の書類を提出するものとします。

（受講料）

第4条 セミナーの受講料は、セミナー開催案内及び応募要領に記載された金額とします。

2 お客様がその都合によりセミナーを受講しなかった場合、又は都産技研若しくはお客様が契約を解除した場合、お客様が中途解約した場合、その他理由の如何を問わず、既に支払われた受講料は返金しません。

（セミナーの申込み）

第5条 セミナーを受講しようとするお客様は、都産技研が指定するセミナー申込書又はWeb申込みに受講者名、勤務先等を記載した上、1名1申請で都産技研に申込みものとします。

（受講時間）

第6条 1日のセミナーの時間は原則として午前9時から午後8時までの範囲内とします。

2 受講時間の延長は、都産技研に延長の事前申請を行い、都産技研が延長許可した場合に限り、都産技研が指定する時間まで延長されるものとします。ただし、延長時間は最長で午後9時までとします。

（撮影・録音の禁止）

第6条の2 お客様による都産技研敷地内及び館内での撮影及び録音は、禁止の掲示の有無にかかわらずかたくお断りします。

2 前項に反し撮影又は録音が行われた場合は、セミナーの受講をお断りすることもあります。お客様には都産技研の指示に従っていただきますのでご了承ください。

3 都産技研は、前項の撮影又は録音の中断・中止、受講のお断りによりお客様が受ける損害について一切保証いたしません。

4 都産技研敷地内及び館内で撮影された写真、動画、音声等

を許可なく第三者に開示又は公にすることを禁止します。

5 都産技研は、本条に違反して撮影及び録音された写真、動画、音声等について、それらを記録・保存した媒体を含めて全て没収し、破棄することができるものとします。また、写真、動画、音声等の一切の利用行為の差し止めを請求することができるものとします。

6 本条の違反により、都産技研又は第三者に生じた損害についてはお客様に請求します。

（契約締結の拒否）

第7条 都産技研は、お客様が次の各号の一に該当することが判明した場合は、お客様に対しセミナーの受講を承諾しないことができるものとします。ただし、それ以外の場合につき都産技研が承諾の義務を負うものではありません。

(1) お客様が申込みの際に、故意又は過失の有無にかかわらず、他人名義や架空名義の利用、虚偽記載、誤記等、事実と異なる記載がある場合又は署名欄に記入漏れがある場合

(2) お客様のセミナー受講目的等が国内法令等に抵触するおそれがある場合

なお、次の①から③に定める事項を本号に該当する場合と推定します。

①以下（ア）から（エ）の何れかの技術・製品・データ等の研究・開発・製造等を目的とするおそれのある受講

②以下（ア）から（エ）の何れかの技術・製品・データ等を使用するおそれのある受講

（ア）武器類、銃器類、危険物、毒劇物、化学薬品その他の法令、条例等の規定により所持、携帯、作成することが禁止・制限されている技術・物品・データ等

（イ）著作権その他の知的財産を侵害している、又は侵害するおそれがあると認められる技術・物品・データ等

（ウ）公序良俗に反する技術・物品・データ等

（エ）暴力団等の利益になると認められた、又は利益になるおそれがある技術・物品・データ等

(3) お客様が、セミナー以外のサービスを含めた都産技研の利用について、都産技研に支払うべき利用料金を滞納しているとき又は過去に滞納したことがある場合

(4) お客様が過去にセミナー以外のサービスを含めた都産技研の利用について、都産技研から中止措置、契約解約、利用停止を受けたことがある場合

(5) 申込み時において、過去3年間、お客様が都産技研の利用申込み（電話、メール、ウェブサイト等による予約も含む）後に、お客様の都合によるキャンセルが3回以上行われていた場合

(6) セミナーの講義又は実習等において、お客様の持込品等が、美術品等損害保険の対象外であり、お客様から都産技研の求める念書の提出がなされない場合

(7) 実習等で取扱うお客様の持込品等について、都産技研が人体や環境等に悪影響を及ぼすと判断した場合

(8) その他、都産技研がお客様のセミナー受講を不適切又は不可能と判断した場合

（契約の成立時期）

第8条 セミナー受講の契約は、第5条に定めるお客様からの申込みに基づき都産技研が受講内定通知かつ払込票を交付し、お客様の支払日をもって締結されたものとします。

（支払方法）

第9条 お客様は、受講料の支払条件及び方法については、次条に定める支払期限までに次の各号の一により、事前に都産技研に支払うものとします。

(1) 都産技研が指定するコンビニエンスストアでの払込み

(2) 現金払い

(3) 都産技研が指定するクレジットカードによる支払い

(4) 都産技研が指定する銀行口座への振込み

2 前項に係る手数料等の費用が発生する場合は、原則としてお客様の負担とします。

(支払期限)

第10条 お客様の受講料の支払期限は、原則として受講内定通知かつ払込票に記載の支払日までとします。

2 お客様は、原則として都産技研が受講料の受領を確認した後にセミナーを受講できるものとします。

(知的財産権の帰属)

第11条 セミナーにおいて配布される資料、セミナーの講演内容、実習内容に関する著作権、意匠権、商標権その他の知的財産権は、全て都産技研又は都産技研の委託する者に帰属するものとします。

2 セミナーの配布資料の複製等は、事前に都産技研の書面による承諾を得た場合のみ行うことができます。

3 お客様において無断録音、録画、インターネット配信、資料の複製その他セミナーに関する著作権を侵害し、又は侵害するおそれがあると都産技研が認めた場合、都産技研はお客様のセミナーの受講を中止し、本契約を解除することができるものとします。

(機密保持)

第12条 都産技研は、お客様から口頭若しくは書面により開示又は提供された技術情報、及びセミナー受講の結果、その他セミナー受講にあたり知り得たお客様の営業上、技術上の情報（以下、総称して「機密情報」という。）について、お客様の書面による事前同意なしには、これらを当該セミナー以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩をいたしません。ただし、次の各号の一に該当する機密情報についてはこの限りではありません。

(1) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に既に都産技研が所有又は取得していたもの

(2) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等で既に公知となっていたか又は当該提供若しくは開示後、都産技研の責めによらず公知となったもの

(3) お客様から機密情報の提供又は開示を受けた後、都産技研がお客様に対する機密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得していたもの

(4) 法令の要求に基づき開示しなければならないもの

(5) 行政機関、司法機関等の公的機関からの命令・要請・指示等に基づき、必要な範囲に限り通知・通報しなければならないもの

2 前項第4号又は第5号の通知・通報を行ったこと又は行わなかったことにより、お客様に発生する損害について、都産技研は一切責任を負わないものとします。

3 第1項第4号又は第5号の通知・通報を行う際には、次の各号のことを行います。ただし、法令又は公的機関からの要請において、各号の通知等を行わないように求められた場合はこの限りではありません。

(1) 開示要求があった事実及び開示予定内容をお客様に対して通知すること

(2) 適法に開示を要求された部分に限り開示すること

(都産技研の責務)

第13条 都産技研は、善良なる管理者の注意をもって、セミナー開催案内及び申込書に記載された内容及び方法によりセミナーを実施します。

(お客様の責務)

第14条 お客様の提出書類等の虚偽記載・記載不備又は提出の遅延等により生じたセミナー期間の遅延、又はお客様のセ

ミナー受講の遅延等について都産技研は一切の責任を負いません。

2 お客様は、都産技研への提出書類等は原則、日本語で作成しなければならないものとします。ただし、都産技研の承諾を受けたものについてはこの限りではないものとします。

3 お客様の故意又は過失による実習機器の毀損、汚損、変質その他事故が発生した場合、都産技研又は第三者に生じた損害の賠償責任はお客様が負うものとします。

4 お客様は、第6条の2を遵守するものとします。

5 お客様は、第11条第1項に定める都産技研又は都産技研の委託する者に帰属する知的財産権等を侵害しないことと誓約するものとします。

(中断・中止措置)

第15条 都産技研は、お客様によりセミナー実施又は他のお客様の受講の妨げとなる行為があった場合、又はお客様が本約款に違反した場合、お客様に対し直ちにセミナー受講を中断・中止させ、退講を命ずることができるものとします。

2 受講の中止を受けた場合、お客様は受講料の返金を受けることはできません。

3 都産技研は、第1項に定める受講の中断・中止等によりお客様が受ける損害について都産技研は一切責任を負いません。

(都産技研の解除権)

第16条 都産技研は次の各号の一に該当するときは、セミナー受講中であっても、その理由を明示のうえ、お客様に書面をもって通知し、その契約を解除することができるものとします。

(1) お客様が都産技研に支払うべき受講料の支払いを遅滞した場合

(2) お客様が本約款に定める責務を怠った場合、その他お客様の責めに帰すべき事由により、セミナー実施又は他のお客様の受講が継続できなくなった場合

(3) お客様がその責めに帰すべき事由によりこの契約に違反し、都産技研が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されない場合

(4) 前各号のほか、お客様の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが適当でないと都産技研が認める場合

2 前項に定める契約の解除をする場合、都産技研は、受講料が既に支払われているときにはこれをお客様に返金せず、また当該受講料が未だ支払われていないときはこの支払いをお客様に請求することができるものとします。

3 第1項の規定による契約の解除をする場合、前項に定めるほか、都産技研が受けた損害をお客様に請求することができるものとします。

4 契約の解除にあたり、その理由が国内法令等に抵触する場合、公益通報を行えるものとします。

(結果の利用)

第17条 都産技研は、お客様がセミナーの結果を利用することにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

2 前項にかかわらず都産技研のセミナーの内容に重大な誤りかつ、当該誤りについて都産技研に故意又は重大な過失が認められる場合には、都産技研は、お客様と協議のうえ、お客様が支払った受講料の総額を限度額としてお客様が被った損害を賠償するものとします。ただし、受講日における標準的な技術水準から判断して予見困難な誤りは重大な過失には含まれません。

3 前項の請求は、お客様がセミナーの終了の日から1年以内に行わなければならないものとします。

(免責)

第18条 都産技研は、セミナーの内容の最新性、確実性、有

効性、有用性、その他お客様の受講目的、利用目的等に合致することを保証するものではありません。

2 都産技研は、第17条2項に該当しない限りセミナーの開催に関し一切責任を負わないものとします。

3 都産技研の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかでない場合を除き、お客様及び第三者のけが等の事故及び損失については、都産技研は一切責任を負わないものとします。また、設備機器、原材料その他の製造業者等に製造物責任法上の責任が生じる場合、修理・保守・校正の役務を提供する者に債務不履行や不法行為、瑕疵担保の責任が生じる場合も、お客様に対し製造物責任法上の責任を含め、都産技研は一切責任を負わないものとします。

（不可抗力）

第19条 都産技研は、天災地変、機器の故障、講師事故・急病、その他の都産技研の責めに帰する事ができない事由により契約の履行が困難になった場合は、お客様にセミナー開催日の延期又は契約の解除を求めることができるものとします。2 前項の場合の受講料の返金については、都産技研が合理的と考える方法によって決定するものとします。

（権利譲渡禁止）

第20条 お客様は、都産技研の書面承諾を得た場合を除き、セミナー申込書又はWeb申込みに記載した法人の従業員（雇用関係を有する者）、個人がセミナーを受講するものとし、第三者にセミナー受講を譲渡し、又は担保に供する等の処分をできないものとします。

（約款等の改訂）

第21条 都産技研は本約款、並びにセミナー開催案内及び申請書等を随時変更ができるものとします。

2 お客様は、変更した約款等に従うものとします。これに従わない場合は、都産技研は当該セミナー受講の契約を中止又は解除できるものとします。

（協議）

第22条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

（合意管轄）

第23条 この約款及び個別契約その他セミナー契約から生じる紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定平成26年4月1日

改正平成27年4月1日

改正平成29年2月1日

改正平成30年1月1日